

工学院大学常任委員会公認サークル会規約

第1章 総則

第一条〔規定〕

本会は工学院大学学生自治会会則に基づき本規約を規定する。

第二条〔名称〕

本会は工学院大学常任委員会公認サークル会と称する。

第三条〔設置〕

- 一 本会は本部を新宿区西新宿一―二四―一工学院大学学生自治会室に置く。
- 二 本会は支部を都下八王子市中野町二六六五―一工学院大学学生自治会室に置く。

第四条〔目的〕

本会は学生として広い視野に立ち、自己の錬成、技能の錬磨に努め、会員相互の信頼と親睦を図ることを目的とする。

第五条〔活動〕

本会は第四条に規定された目標達成のために必要な活動を行う。

第2章 組織

第六条〔構成〕

本会は本会が統括する団体をもって構成される。

第七条〔会員〕

本会は常任委員会サークル局局員及び本会に加盟するサークルの構成員をもって本会員とする。サークルの構成員は本学学生及び本学学生以外の者とする。

第八条〔役員〕

一〔本部役員〕

本部は会長、その他必要な役員の本部役員を置く。本会会長は学生自治会常任委員会新宿本部サークル局局长が兼任し、その他役員は学生自治会常任委員会新宿本部サークル局局員が担う。

二〔支部役員〕

支部は支部会長、その他必要な役員の支部役員を置く。本会支部会長は学生自治会常任委員会八王子支部サークル局長が兼任し、その他役員は学生自治会常任委員会八王子支部サークル局局員が担う。

三〔任期〕

役員の任期は本配属された日から三年生の十二月末日までとする。

四〔責任〕

サークル活動中の事件・事故において本会役員は一切の責任を持たない。

五〔他〕

そのほか必要に応じて第九条による役員会で決定する

第3章 機関

第九条〔役員会〕

一〔本部役員会〕

本部役員会は第八条第一項により定められた本部役員により構成される本会の最高執行機関である。

二〔支部役員会〕

支部役員会は第八条第二項により定められた支部役員により構成される本会の次席執行機関である。

三〔任務〕

役員会は本会加盟サークルの活動環境を整え、サークル活動を円滑に行えるよう補助する。また本学学生の個人の意思をもって本会加盟サークルに加入あるいは新規サークルの設立を勧め、サークル活動の活性化を促すとともに学園生活全般の充実、向上を図る。

四〔役員会会議〕

本会議は本会会長・支部会長が収集し全役員の三分の二以上の出席をもって設立する。必要に応じて本会会長・支部会長がこれを招集できる。本会議の議決は出席議決権数の三分の二以上をもって行われる。

第4章 団体

第十条〔登録〕

本会に加盟するサークルは新規登録・更新登録にあたり下記のすべてを満たさなければならない

- 一 サークルの構成員に本学の学部生十名以上が含まれていること。
 - 二 サークルの代表、副代表は本学の学部生が担うこと。
 - 三 政治、宗教などの団体に関与していないこと。
 - 四 賭博、飲酒を活動目的にしていないこと。
 - 五 本会役員が定める必要資料を期日までに提出していること。資料については本会細則に準ずる。
- 尚、サークルの新規登録期間は五月から十二月とする。

第十一条〔公認サークル・準公認サークル〕

第十条に規定する本会に新規登録したサークルを準公認サークルとし下記の条件を満たすサークルを公認サークルとする。

- 一 第一二条に規定されるサークル連絡会議に出席していること。
- 二 第一二条に規定される月間活動報告書を役員会に提出していること。
- 三 第一二条に規定される定期面談に出席していること。
- 四 一年以上の活動実績があること。

第十二条〔義務〕

第十一条で規定されている公認サークル・準公認サークルは以下の義務を負う。

一〔サークル連絡会議〕

各サークル代表は本部役員会及び支部役員会の招集に応じサークル連絡会議に出席しなければならない。代表が出席できない場合は副代表などの代理人が必ず出席する。代理人が出席できない場合は事前に役員会に連絡する。

二〔月間活動報告書〕

各サークル代表は月間活動報告書を毎月初七日までに役員会に提出しなければならない。長期休暇中提出期日の活動報告書は長期休暇明け初月提出期日の活動報告書と共に提出する。

三〔定期面談〕

各サークル代表は本部役員会及び支部役員会の招集に応じ定期面談を年二回行う。代表が出席できない場合は副代表などの代理人が必ず出席する。代理人が出席できない場合は事前に役員会に連絡する。

尚、サークル連絡会議に二回連続で欠席、月間活動報告書を半年未提出、二回連続で定期面談に応じていない。これらのいずれかがあてはまった場合は本規約の義務を放棄したとして第九条第四項に規定する役員会会議によって議決する。

第一三条〔公認サークルの権利〕

第一条に規定される公認サークルは以下の権利を持つ。

一〔学内施設の利用〕

教室や体育館、グラウンド、セミナーハウスなどの利用申請が出来る。

二〔ロッカーの利用〕

都下八王子市中野町二六六五一一工学院大学部室棟サークル室内ロッカーの利用申請ができる。

三〔学園祭模擬店出店費補助〕

本学の学園祭に模擬店を出店する際、模擬店機材の費用補助を役員会に申請できる。補助対象は第九条第四項に規定する役員会会議により決定される。

四〔ビラ代金補助〕

入学オリエンテーションの際に新入生に配布される封筒に封入する宣伝ビラの印刷を新入生歓迎会実行委員会に委託する際、印刷代金補助を役員会に申請できる。補助対象は第九条第四項に規定する役員会会議により決定される。

第一四条〔準公認サークルの権利〕

第一条に規定されている準公認サークルは以下の権利を持つ。

一〔学内施設の利用〕

教室や体育館、グラウンドなどの利用申請が出来る。

第一五条〔解散〕

サークルを解散する場合は、第九条第一項第二項に規定される役員会に解散に関する同意書を提出しなければならない。

第5章 新入生歓迎会

第一六条〔公認サークル勧誘活動〕

第一条に規定される公認サークルは都下八王子市中野町二六六五一一工学院大学にて行われる新入生歓迎会にて以下の勧誘活動ができる。詳しくは役員会の指定する限りを守らなければならない。なお本規約の範囲を超えての勧誘活動を行ったと判断された場合、規約二二条に基づき罰則を課される場合がある。

一 野外道路上に設置される勧誘活動用ブースを利用できる。

二 教室にて説明会を開くことができる。

三 ステージにて宣伝活動ができる。

四 野外通路上にてビラ配布による勧誘活動ができる。

第一七条〔準公認サークル勧誘活動〕

第一条に規定される準公認サークルは都下八王子市中野町二六六五一一工学院大学にて行われる新入生歓迎会にて以下の勧誘活動ができる。詳しくは役員会の指定する限りを守らなければならない

一 野外道路上に設置される勧誘活動用ブースを利用できる。

二 教室にて説明会を開くことができる。

三 ステージにて宣伝活動ができる。

四 野外通路上にてビラ配布による勧誘活動ができる。

第6章 予算

第一八条〔出所〕

本会の予算は工学院大学学生自治会予算及びその他を持ってこれにあてる。

第一九条〔使用用途〕

本会の予算使用方法は会計監査委員会が発刊する「会計報告について」に準ずるものとする。

第二十条〔使用〕

本会の予算の管理、使用は非帳に応じて第九条により規定される役員会が決定する。

第7章 附則

第二一条〔解釈〕

本規約に異論が出た際は第九条第四項に規定される役員会会議にて決議する。

第二二条〔罰則〕

本会の加盟サークルが本規約に違反した場合、もしくは本会の名誉を著しく毀損した場合、役員会は加盟サークルを除籍・懲戒することができる。尚、罰則に関しては第九条第四項に規定される役員会会議にて議決する。

第二三条〔施行〕

本規約は令和六年六月十四日より効力を発する